

# 令和8年度北千葉広域水道企業団会計年度任用職員募集案内

## 【一般事務職】

北千葉広域水道企業団では、会計年度任用職員として企業団で勤務していただける方を募集します。

会計年度任用職員は、有期雇用の地方公務員です。（地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の非常勤職員）

会計年度任用職員として勤務を希望される方は、登録申込書を提出してください。この中から、企業団が必要に応じて、条件に合う方を選考し、会計年度任用職員として採用します。

### 1 募集内容等

募集職種	勤務場所	業務内容	募集人数
一般事務職	松戸庁舎	・ 条例、規則及び管理規程の法規審査 ・ 訟務に関する事務 ・ 情報公開及び個人情報保護に関する事務 ・ その他、総務調整室所掌業務の補助	1名

(注) 松戸庁舎：松戸市七右衛門新田540-5

### 2 応募資格

以下の要件を全て満たす方

- (1) 官公庁・民間企業等における職務経験を、直近10年中（平成28年2月1日から令和8年1月31日まで）3年以上有する方
- (2) 公用車（ライトバンなど）の運転ができる方（普通自動車運転免許保有者）
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方

- ・ 禁錮（令和7年6月1日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 職務経験について

#### (1) 官公庁・民間企業等における職務経験とは

- ・官公庁・民間企業等における職務経験とは、公務員、会社員及び自営業者などとしての経験をいいます。
- ・職務経験期間確認のため、後日、職歴証明書を提出していただきます。  
なお、必要な職務経験を欠くことが明らかとなった場合は、採用を取り消します。

#### (2) 3年以上の経験とは

- ・職務経験「3年以上」とは、それぞれの団体・企業等で週30時間以上の勤務を、常勤で1年以上継続した期間が直近10年間（平成28年2月1日から令和8年1月31日までの間）に通算で3年以上あることをいいます。
- ・職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限ります。
- ・職務経験に通算できる期間は、常勤で1年間以上継続して就業していた期間のみで、常勤で1年を超えて継続した就業をしていた期間については、月初めから月末までを1単位として、1ヵ月単位で通算することができます。勤続1年未満の就業期間は、職務経験の期間として通算できません。
- ・休業、退職及びこれらに類する期間は、職務経験の期間から除外されます。

### 4 勤務形態等

勤務形態	勤務時間	任期
週4日	8:30～17:15 うち休憩時間60分 ※必要に応じ時間外勤務が発生する場合があります。	令和8年4月1日～令和9年3月31日 以内で任用します

### 5 応募方法

応募に当たっては、「令和8年度北千葉広域水道企業団会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入の上、受付期間内に到着するよう簡易書留で郵送してください。簡易書留以外での事故については一切責任を負いません。

※申込書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

提出していただいた申込書は、企業団が責任をもって処分します。

## 6 受付期間

令和8年3月10日（火）まで（10日必着）

## 7 報酬等について

月額 238,723円（令和8年3月4日現在）

報酬等の額は、個々の採用前の職歴等に応じて決定します。

この他、企業団の規定により通勤手当等が支給されます。

なお、給与改定等により給与月額が変動する場合があります。

また、企業団の規定により勤務実績に応じて6月・12月に期末・勤勉手当等が支給されます。

給与支給日は、毎月21日支給となります。

## 8 服務等について

### (1) 勤務時間

勤務時間については、「4 勤務形態等」欄に記載の時間となります。

### (2) 週休日

土・日曜日のほか、月曜日から金曜日のうち1日を週休日（勤務時間を割り振らない日）とします。

### (3) 休日

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

### (4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（忌引等）※企業団の規定により付与されます。

### (5) 社会保険等

共済組合（短期給付、福祉事業）・厚生年金保険・雇用保険

※加入要件を満たした場合に加入します。

### (6) 条件付採用期間

原則1か月間

（採用後1か月間で勤務日数が15日間に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）

### (7) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用されます。

## 9 選考方法

採用に当たっては、登録者の中から書類審査・面接により選考を行います。

## 10 名簿登録期間

登録受付日から令和9年3月31日

## 1.1 採用までの流れ

登録申込書をホームページ内からダウンロードし、受付期間内に郵送によりご応募ください。

応募いただいた方は、登録名簿に登録されます。



名簿登録後、書類審査を行い、面接を行う場合はご連絡します。



面接を行った後、後日結果についてご送付します。



採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

(注)

名簿登録の完了については、特にお知らせしません。

ご登録いただいても、登録期間中に面接のご連絡を差し上げない場合があります。最終的な決定は、登録申込書の希望をもとに面接時に相談・調整の上、行います。

## 1.2 問い合わせ・申込書送付先

〒271-0041

松戸市七右衛門新田540-5

北千葉広域水道企業団 総務部 総務調整室 総務調整班

TEL 047-345-3211

(土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)